



鳥取県公報

令和8年3月13日（金）
第9772号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	使用料等の徴収事務の委託（119）（子ども発達支援課）・・・・・・・・・・ 2 令和7管理年度におけるくろまぐる（小型魚）等の知事管理漁獲可能量の変更 （120）（漁業調整課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 指定居宅サービス事業の廃止の届出（121）（西部総合事務所県民福祉局）・・・・・・ 2 土地改良区の役員の就退任（122）（西部総合事務所農林局）・・・・・・ 2
◇ 公 告	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（まちづくり課）・・・・・・・・・・・・ 3 農地を利用する権利の設定の裁定（経営支援課）・・・・・・・・・・・・・・ 3

告 示

鳥取県告示第119号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、鳥取県立総合療育センターの利用に係る使用料及び手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定公金事務取扱者			委託年月日	委託期間
名称	事務所の所在地	指定年月日		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田 駿河台四丁目6	令和8年2月6日	令和8年2月10日	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

鳥取県告示第120号

令和7年鳥取県告示第197号（令和7管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）等の知事管理漁獲可能量について）により告示したくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量について、令和8年3月2日に次のとおり変更したので、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項において準用する同条第4項の規定により公表する。

令和8年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	
		変更前	変更後
くろまぐろ（小型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	17.0トン	9.0トン
	県留保枠	1.9トン	1.1トン
くろまぐろ（大型魚）	鳥取県くろまぐろ漁業	16.3トン	9.6トン
	県留保枠	1.9トン	1.1トン

鳥取県告示第121号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月13日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
社会福祉法人 いずみの苑	訪問介護事業 所いずみの苑	米子市淀江町 1075	令和8年2月25日	令和8年3月31日	訪問介護
社会福祉法人 地域でくらす会	ヘルパー ステーションま ちくら	米子市西倉吉 町83-3	令和8年2月27日	〃	〃

鳥取県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定に基づき、次のとおり溝口町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第19項の規定により告示する。

令和8年3月13日

鳥取県西部総合事務所長 荒 田 す み 子

退任した役員の氏名及び住所

理事 乾 裕 西伯郡伯耆町上野760-130
 " 伊 藤 明 西伯郡伯耆町大滝341
 " 遠 藤 耕 太 西伯郡伯耆町富江78
 " 遠 藤 達 也 西伯郡伯耆町富江708
 " 松 本 義 政 西伯郡伯耆町富江115
 " 米 田 遼 史 西伯郡伯耆町大坂660
 " 益 田 佳 幸 西伯郡伯耆町大坂769
 " 内 藤 陽 博 西伯郡伯耆町福兼572
 " 本 庄 義 明 西伯郡伯耆町添谷1025-1
 監事 影 山 博 人 西伯郡伯耆町金屋谷690
 " 加 川 賢 明 西伯郡伯耆町遠藤102
 令和7年11月10日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 乾 裕 西伯郡伯耆町上野760-130
 " 遠 藤 耕 太 西伯郡伯耆町富江78
 " 遠 藤 達 也 西伯郡伯耆町富江708
 " 松 本 義 政 西伯郡伯耆町富江115
 " 米 田 遼 史 西伯郡伯耆町大坂660
 " 益 田 佳 幸 西伯郡伯耆町大坂769
 " 内 藤 陽 博 西伯郡伯耆町福兼572
 監事 宮 下 浩 一 米子市東福原7-7-63
 " 加 川 賢 明 西伯郡伯耆町遠藤102
 令和7年11月11日就任 任期4年

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、米子市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画地区計画 中島一丁目地区地区計画
- 2 縦覧場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課（鳥取市東町一丁目220）

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をしたので、同法第41条第3項の規定により公告する。

令和8年3月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

農地の所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
倉吉市関金町大鳥居字上坂2086-2	田	1,261

倉吉市関金町大鳥居字上坂2087		1,357
琴浦町大字法万字大畑1057-34	畑	667
琴浦町大字杉地字上欠口209-1	田	781
琴浦町大字杉地字上欠口209-2		50
琴浦町大字杉地字上欠口209-3		85
琴浦町大字杉地字上欠口210-1		302
琴浦町大字杉地字上欠口210-2		56
琴浦町大字杉地字上欠口210-3		108
北栄町西高尾字柏谷口1861		畑
北栄町下神字庚申松1146-2	707	
北栄町下神字庚申松1146-17	7.47	
北栄町北条島字池田113-2	田	356
北栄町亀谷字扇ノ宮1639-1	畑	789
北栄町亀谷字扇ノ宮1639-2		9.6
北栄町亀谷字扇ノ宮1640-1		1,988
北栄町亀谷字扇ノ宮1640-2		23
北栄町亀谷字扇ノ宮1641-1		1,219
北栄町亀谷字扇ノ宮1641-2		14
北栄町亀谷字扇ノ宮1642-1		614
北栄町亀谷字扇ノ宮1642-2		7.9

2 利用権の内容等

所在及び地番	内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額(円)	
倉吉市関金町大鳥居字上坂2086-2	田	令和8年4月1日	3年	1,893	
倉吉市関金町大鳥居字上坂2087				2,037	
琴浦町大字法万字大畑1057-34	畑		10年	17,160	
琴浦町大字杉地字上欠口209-1				47,760	
琴浦町大字杉地字上欠口209-2				3,060	
琴浦町大字杉地字上欠口209-3				5,200	
琴浦町大字杉地字上欠口210-1				18,470	
琴浦町大字杉地字上欠口210-2				3,430	
琴浦町大字杉地字上欠口210-3				6,610	
北栄町西高尾字柏谷口1861	畑		3年	41,360	
北栄町下神字庚申松1146-2				70,390	
北栄町下神字庚申松1146-17				750	
北栄町北条島字池田113-2	田		令和8年6月1日	3年	0
北栄町亀谷字扇ノ宮1639-1	畑				8,409
北栄町亀谷字扇ノ宮1639-2		105			
北栄町亀谷字扇ノ宮1640-1		21,186			
北栄町亀谷字扇ノ宮1640-2		246			
北栄町亀谷字扇ノ宮1641-1		12,990			
北栄町亀谷字扇ノ宮1641-2		150			
北栄町亀谷字扇ノ宮1642-1		6,543			
北栄町亀谷字扇ノ宮1642-2		87			

- 3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構
理事長 西尾 博之
鳥取市東町一丁目271
- 4 農地の所有者等に係る情報
登記名義人は死亡しており、法定相続人も不明のため、その所有者が確知できない状態となっている。
- 5 補償金の支払の方法
当該利用権の始期までに、鳥取地方法務局に補償金を供託すること。
- 6 補償金の還付について
農地の所有者等は、鳥取地方法務局において、供託された補償金の還付を請求することができる。